

7月臨時教育委員会会議 議事録

令和元年7月4日
午前9時開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
大谷佐知子 委員
安達友基子 委員

谷口学 教育長職務代理者
和泉慎次 委員
福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
中村美和 教育総務室参事
中井建志 指導室参事・指導主事

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
草場敦子 教育センター所長
市川泉 教育政策室参事
上田祥代 教育政策室主幹

記録者

松下麻希子 教育政策室主査

7月臨時教育委員会会議 議事録

午前9時 開会

- 原田勝教育長 　ただ今から7月臨時教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に安達委員を指名いたします。
記録者に松下教育政策室主査を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 市川泉教育政策室参事 　本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 原田勝教育長 　それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 　異議なし。
- 原田勝教育長 　異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。
- 原田勝教育長 　それでは、議事日程に従いまして、日程第1 議案第15号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 中井健志指導室参事・指導主事 　日程第1 議案第15号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を御説明申し上げます。
1ページを御覧ください。
本市の小学校におきまして、いじめ防止対策推進法第28条第2項に規定する重大事態に該当する事案が発生しました。その事実関係を明確にするための調査等について、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会へ諮問するものとします。
吹田市いじめに係る重大事態調査委員会は、吹田市の執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。
吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則により、委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校におけるいじめに係る重大事態の事実関係について調査し答申することと、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置について、教育委員会に意見を述べることです。
今回の委員会への諮問内容は3点です。3ページを御覧ください。
まず1点目は、本市の小学校において平成30年10月に認知したいじめの事案について、事案が生起してから認知に至るまで、また、認知してからの学校の対応について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申すること。
2点目は、学校からの報告を受けてからの教育委員会の対応について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申すること。
最後の3点目は、今後の対応と再発防止について検討の上、意見を答申すること。

なお今回、いじめの事実関係については明らかになっており、調査対象とはなっておりません。

3点の諮問内容について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

本事案の詳細につきましては、平成30年10月の認知後、随時、機会を捉えて児童の様子や調査の進捗等の報告を受けておりますので、把握しておりますが、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会に諮問することで、どのようなことが期待できますか。

中井健志指導室参事・指導主事

これまでの学校及び教育委員会が調査した内容に加えて、専門的な知見が加わることで、調査結果の精度の向上が期待されると考えております。

また、公平性・中立性が確保された第三者より、学校や市教育委員会の対応についても調査報告を受けます。

和泉慎次委員

被害児童保護者等に対する調査結果の報告は、ガイドラインに則り行われると思いますが、今一度、説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則り、被害児童及び保護者に対して、必要に応じて調査に係る情報提供を行い、調査結果の説明を適切に行います。

また、その後、調査結果及び対応方針を市長に報告、説明し、教育委員会会議で議題として報告、説明を行います。

吹田市いじめ・不登校・虐待防止対策委員会において、報告内容に沿って検証し、当該校及び市内全小中学校に対して再発防止策を講じます。

安達友基子委員

先程の御説明の中で、いじめの事実関係については、既に明らかになっているので調査対象となっていないとのことですが、この点については被害児童保護者の了解を得られているということでしょうか。

中井健志指導室参事・指導主事

10月の、認知前のいじめの事実関係につきましては、被害児童保護者の了承をいただいております。

原田勝教育長

他に、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第15号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会への諮問について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 吹田市議会の議会を経るべき事件の議案について 議案第16号「令和元年7月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第2 議案第16号「令和元年7月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、令和元年7月議会に提案される令和元年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の9ページを御覧いただきますよう、お願いたします。

まず、歳入の補正についてでございますが、令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化に併せ、給食費の取扱いが制度上、変更されることに伴いまして、公立幼稚園型認定こども園で、保育認定子どもの低所得世帯等以外の給食費について、主食費に加え副食費相当額を徴収するとともに、教育認定子どものうち低所得世帯等の副食費相当額を免除することになりますため、これに伴い歳入予算4,401,000円を計上するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出の補正について御説明申し上げます。

まず、(項)教育総務費 (目)教育センター費を御覧ください。

学校教育部教育センターが所管いたします学校教育情報通信ネットワーク構築事業につきまして、無線LANサーバの設定委託料に係る経費といたしまして、9,900,000円を増額するものでございます。

次に、(項)小学校費 (目)小学校改修費でございます。

教育政策室が所管いたします小学校過大校等対策事業につきまして、千里丘北小学校の校舎増築に伴い、工事実施に必要な資材置き場等のための土地借用に係る経費といたしまして、6,113,000円を増額するものでございます。

次に、(項)幼稚園費 (目)幼稚園費でございます。

保育幼稚園室が所管いたします幼稚園管理運営事業につきまして、令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化に併せ、給食費の取扱いが制度上、変更されることに伴いまして、財源の内訳のうち4,401,000円を変更するものでございます。

次に、(項)社会教育費 (目)少年自然の家費でございます。

地域教育部青少年室が所管いたします少年自然の家事業につきまして、少年自然の家のトイレ及び空調設備の改修工事に係る実施設計業務委託料といたしまして、6,615,000円を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の追加についてでございますが、

学校教育部教育センターが所管いたします小学校情報教育機器整備事業及び中学校情報教育機器整備事業につきましては、市立小・中学校の全普通教室に固定式のプロジェクタ及び無線LANアクセスポイントを配備するための経費として、お示しのとおり、期間を令和元年度から令和6年度までとしまして、限度額の229,995,000円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る令和元年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第16号「令和元年7月吹田市議会定例会提案の令和元年度補正予算案について」を承認します。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、7
月臨時教育委員会会議を閉会いたします

閉会 午前9時10分